

第7章

計画の推進体制・進行管理



1 推進体制

本計画の推進にあたっては、市民・事業者・行政の各主体が当事者意識を持ち、目標の達成に向けて取り組んでいくことが重要です。各主体がその役割に応じた取り組みを進めながら、三者が連携・協働することで効果的かつ着実に計画を推進していきます。環境問題の中には西東京市だけで対応ができないものもあるため、必要に応じて東京都や近隣自治体と連携した取り組みを進めます。

本計画の推進と進行管理の中心となる組織として、以下の各組織を位置づけます。

【環境審議会】〈市民・事業者・学識経験者・関係行政機関の職員等で構成〉

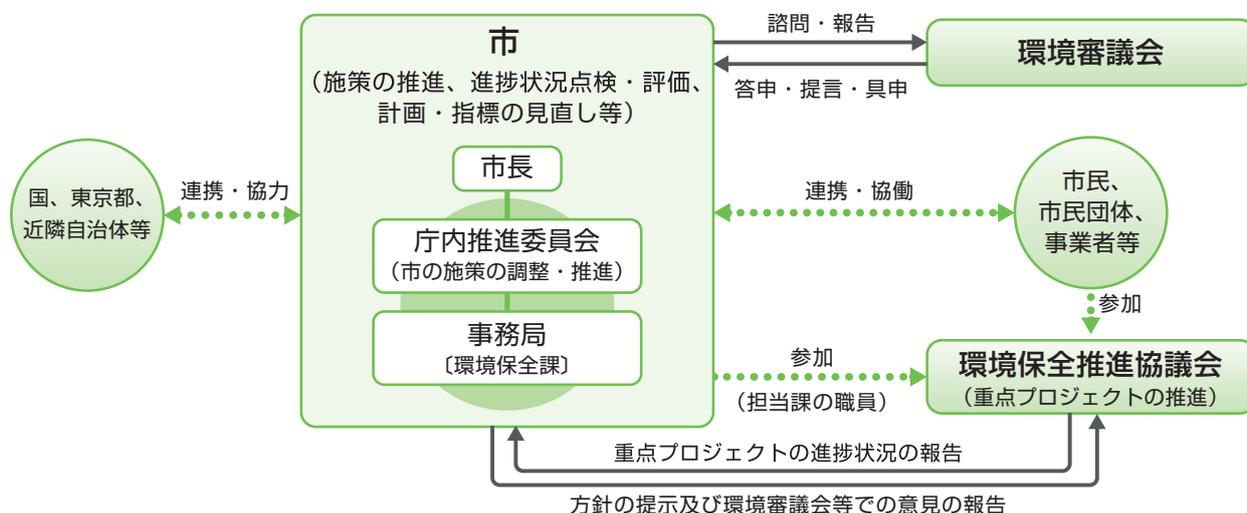
- 西東京市環境基本条例に基づく市長の附属機関です。
- 市長から環境の状況や環境の保全等に関する施策の実施状況、市民等の意見について報告を受け、環境施策の進捗状況の検証や環境に関する基本的事項について審議を行い、目標及び施策の修正等について、市長に対して提言、具申します。

【環境保全推進協議会】〈市民・市民団体・事業者・市の関係部局等で構成〉

- 市民・事業者・行政の連携により、計画で示した環境保全の取り組みを推進する組織です。
- 重点プロジェクトごとに具体的な目標や取り組み内容を検討します。重点プロジェクトの進捗管理や環境施策全般に関わる推進策や改善策について検討します。

【庁内推進委員会】〈市の各部局の代表により構成〉

- 行政内での計画の推進組織として各課の環境保全にかかる施策を調整し、取り組みを推進する組織です。
- 計画に示された各施策の取り組みの進捗状況を把握し、その評価、点検等を行います。





7.2 進行管理の手法

(1) PDCAサイクルによる進行管理

本計画の施策を着実に進めるためには、進捗状況の定期的な点検・評価を行い、必要に応じて見直す適切な進行管理が重要です。本計画の取り組みの実施状況、施策が及ぼす影響やその要因を分析し、改善していく必要があります。

計画の進行管理は、「計画(Plan)」「実行(Do)」「点検・評価(Check)」「見直し・改善(Action)」のPDCAサイクルを基本として、取り組みの実効性を確保します。

■ 計画 (Plan)

本計画では、環境の将来像と、その実現に向けた施策、進行管理を明確にしました。また、必要に応じた見直し及び5年後を目途に中間見直しを行い、将来像や基本方針、具体的な取り組みを設定します。計画の内容については、環境審議会で審議します。

■ 実行 (Do)

計画に基づき、各主体が具体的な取り組みを実行します。

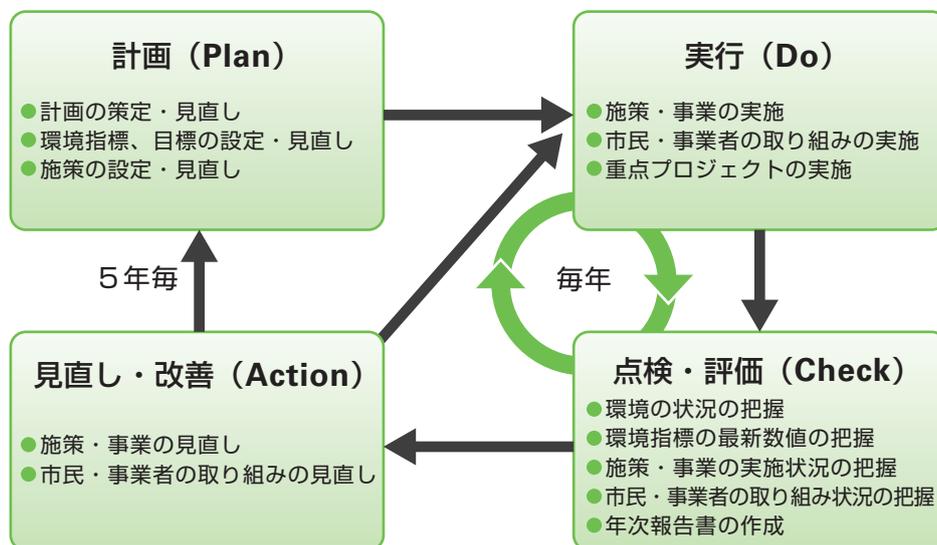
■ 点検・評価 (Check)

毎年、施策や各主体の進捗状況や環境指標の最新数値を把握し、計画の達成状況を評価します。また、環境の状況等に関する報告書を作成し、公表します。

■ 見直し・改善 (Action)

評価結果に基づき、施策や取り組み内容を見直し、次年度以降へ反映させていきます。

なお、重点プロジェクトに関しては、環境保全推進協議会が中心となり、PDCAサイクルにより進行管理を行い、毎年の進捗状況を事務局へ報告します。



(2) 目標・指標の活用

進行管理においては、本計画に基づく取り組み状況や環境指標に対する目標の達成状況を把握します。そして、その結果をもとに点検・評価を行い、将来像の実現に向けた取り組みに反映させていきます。

(3) 西東京市環境年次報告書（環境白書）による進捗状況の把握や点検・評価及び公表

西東京市環境年次報告書（環境白書）により西東京市の環境の状況や施策・事業の取り組み状況、今後の取り組み方針等の点検・評価結果を公表します。

